

改正 4-14 法人税

1 法人税の概要

▼法人税の税率

	資本金	所得金額	税率
普通法人 (株式会社)	1 億円超	—	※1 25.5%
	1 億円以下	年 800 万円以下の部分	※2 15% (本則 19%)
		年 800 万円超の部分	※1 25.5%

※1 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度については、復興特別法人税が課されるため、実際の税率はこれより少し高くなる。

※2 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度について15%への引き下げが行われるが、同期間には復興特別法人税が課されるため、実際の税率はこれより少し高くなる。

6 青色欠損金の繰越控除

法人税にも青色申告の制度があります。青色申告により特典を受けることができます。特典はいろいろありますが、出題されることが多いのは、「欠損金の9年繰越し」です。

4-9節で「純損失の繰越控除」を学習しました。今年発生した純損失を翌年以降3年間にわたり繰越すことができました。法人税でもほぼ似た制度として「青色欠損金の繰越控除」があります。平成24年4月1日以後に開始する事業年度については、翌期以降9年間にわたり欠損金を控除（中小法人等を除き、控除限度額あり）することができます。個人では繰越控除期間が3年でしたが、法人ですと9年に延長されますので、法人の方が有利といえます。

赤字部分が改正点です。

<根拠法令>

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」

(平成23年12月2日公布)

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」

(平成23年12月2日公布)